

# ひきこもりのこと、話してみませんか

●問い合わせ先 福祉課 社会福祉班 ☎096(248)1144

ひきこもりは退職、職場などでの人間関係、不登校、病気などがきっかけになり、だれにでも起こりえるものです。ひきこもりで悩んでいる本人、家族からの相談窓口を開設しています。まずは話してみませんか。

## ▼ひきこもりとは

仕事や学校に行かず、かつ家庭以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態をいいます。家から出られない人もいれば、図書館やコンビニに行くなど、他者と交わらない形での外出をしている人もいます。

## ▼支援内容

①面談、訪問  
継続的な面談や、状況に応じて自宅などに支援員が訪問し、一人一人に寄り添って、これからのことを一緒に考えます。本人の気持ちに反して外に出ることを強いたりはしません。あくまでも本人のペースに合わせて、時間をかけて支援します。本人の同席が難しい場合は、家族のみでの面談の対応もできますので、お気軽にご相談ください。

## ②居場所の案内

月1回、本人が安心して過ごせる居場所を開設します。また、ひきこもり状態を経験した人が、自身の体験を語る機会もあります。詳しくはお問い合わせください。

・ところ れんがの家(須屋2540)

・とき 毎月第3木曜日

午後1時30分～4時30分

## ③家族会の開催

家族同士が話し合っって悩みを共有し、本人への接し方などを学ぶ家族会を不定期で開催します。詳しくはお問い合わせください。

## ▼相談先

市ひきこもりステーション

(安心サポート合志内)

☎096(248)1100

# 男女共同参画推進懇話会便り

男女共同参画推進懇話会

無田 倫子さん

## 『名もなき家事は誰がしている』

『名もなき家事』。最近耳にする言葉ですが、皆さんはご存じですか。料理、洗濯、掃除といった名前のある家事以外のこまごまとした家事のことを指す言葉です。ゴミ箱に新しく袋をかける、洗剤の補充をする、冷蔵庫を整理して毎日の献立を考える、家族のスケジュール管理やこどもの学校の準備、習い事の送迎、忘れ物の対応などなど。最初に聞いたとき、「そうそう、家事と表現できなかつたけれど、地味に大変なんだよね」と、ネーミングに共感しました。

小さなことですが、日々の暮らしを支えるこまごまとした家事は数えきれません。これらを誰がやっているのかを意識することは少ないかもしれませんが、家族が快適に過ごすためには欠かせない仕事です。

近年、共働きの家庭が増えていますが、令和6年版男女共同参画白書では家事関連に費やす時間は

女性が多いとされており、無意識のうちに役割分担が固定化されているようにさえ感じます。「家事分担しているよ。ゴミ出しとか手伝っている」という夫も多いと思います。妻からすると「私も働いているのに、これしかしてくれない」という気持ちのすれ違いが生じている場合もあります。

家事は、名前のない気づきにくい仕事も含めて、家族みんなの仕事であるという意識を持つことが大切です。普段誰かがやっていた小さなことを話し合い、気づき合うことから始めてみてはどうでしょうか。

名もなき家事の重要性を互いに認め合い「〇〇してくれてありがとう」と感謝の気持ちを伝えることで、ポジティブな雰囲気が生まれます。支え合い、協力する姿勢を持つ日常の小さな積み重ねは、家族の関係が良くなるだけでなく、自然と男女共同参画社会の実現へとつながるのではないのでしょうか。



▲市ホームページ 男女共同参画

# 市内中小企業の支援事業を紹介します

●問い合わせ先 商工振興課 商工振興班 ☎096(248)1115

## 中小企業者店舗等近代化融資金利子補給

設備資金の融資を受けた場合に利子を補給(補助)しています。

▼対象 市内に在住し、市内で3年以上営業を継続し、従業員の数が20人以下の個人事業者や法人

## ▼対象となる設備投資

- ・店舗の新築、増築、改装
- ・個人事業者または共同で整備する、店舗客専用駐車場や公害防止施設
- ・業務に関する備品

## ▼内容

・毎年1月1日～12月31日に支払った利子額(延滞利子は除く)の5割で、最大36カ月分の利子を補給(補助)。

※市内中小企業者を利用して設備投資を行なった場合は利子額の10割

## ▼対象金融機関

政府系金融機関、肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、県信用組合

## ▼融資限度額

- ・個人事業者や法人 700万円
- ・協同組合 1000万円

## ▼融資利率の上限 8%

## 大規模展示会への出展支援

県外で開催される見本市・展示会などへ出展する経費を一部助成します。

## ▼対象企業 市内中小企業者

▼助成額 小間料の2分の1(上限20万円)

## 中小企業の人材育成支援

研修受講料の一部を助成します。

## ▼対象 市内中小企業の経営者、従業員

## ▼対象となる研修

・中小企業大学校やポリテクセンター熊本などが実施する研修事業の受講料

・中小企業大学校で実施される経営管理者養成コースの受講料

・中小企業などが2社以上合同で行なう独自の研修(資格取得研修などを除く)の講師謝金など

## ▼助成額

受講料または講師謝金の3分の2

## ▼申込先 市商工会(ルー口合志内)

☎096(242)0733

※全ての手続きは、事前に商工会へ申請が必要です

# こちら消費生活センターです

●問い合わせ先 市消費生活センター(安全安心課内) ☎096(248)5442  
相談受付時間 平日 午前10時～午後4時



## 残された家族が困らないために

故人がスマホやパソコンに保有していた資産のデータやオンラインアカウント、写真などのデータなどを含めて『デジタル遺品』と呼ばれています(定義はありません)。残された家族が困らないために『デジタル終活』について考えてみましょう。

## 解説

ID、パスワードが分からない場合は郵送での手続きになり解約まで時間がかかります。また、ネット上の資産は本人以外が実態を把握することが難しく、相続手続きに時間がかかります。

故人がどこに契約していたかは通帳で確認できる場合もあります。

## デジタル遺品の処理で困らないための対策

死亡した夫のクレジットカードの明細にインターネット関連の請求が上がっていた。カード会社に問い合わせ請求元の連絡先を教えてもらい解約を伝えると「すぐに解約するにはIDとパスワードが必要」と言われた。

## 事例1

(70代 女性)

亡くなった父がネット銀行の口座を開設していた。スマホにロックがかかっているため開けず解約することができない。

(40代 男性)

万が一に備え、遺族が故人のスマホやパソコンのロック解除ができるようにしておく必要があります。デジタル端末ごとにロックの解除方法、ID、パスワード、どのような契約をしているのかを紙媒体でリストの作成をしておきましょう。

信頼のおける人にリストがあることを伝えておくことやエンディングノートに残しましょう。

また、残しておきたくないデータは自身で消去するなど事前に対策しておくのも有効です。